

○防衛省告示第百八十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が令和七年八月一日次のとおり決定された。

令和七年八月五日

防衛大臣 中谷 元

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘 要
三一八八	相馬原演習場	高崎市、群馬県北群	国有	土地…約一五、〇〇〇平方メートル
		馬郡榛東村		建物…約二、四〇〇平方メートル
				工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和七年九月一日から同月三十日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

陸上自衛隊相馬原演習場及び陸上自衛隊相馬原駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約七二〇平方メートル

建物…約一、二〇〇平方メートル

三二八九 朝霞駐屯地

朝霞市、和光市、新 国有

座市、東京都練馬区

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和七年八月五日から同年九月五日
までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の
ための追加期間

陸上自衛隊朝霞駐屯地の施設の一部を、
地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設
及び区域として提供する。提供期間中は
、地位協定の関連ある条項が適用される
。

土地…約八、五〇〇平方メートル

建物…約一、九〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和七年九月十二日から同月二十四日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

航空自衛隊経ヶ岬分屯基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約二、一〇〇平方メートル

建物…約一、四〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和七年八月四日から同年九月五日

までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊伊丹駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。提供期間中は

、地位協定の関連ある条項が適用される

。

土地…約一、八〇〇平方メートル

建物…約一一〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和七年九月六日から同月三十日まで
の間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の
ための追加期間

陸上自衛隊伊丹駐屯地の施設の一部を、
地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設
及び区域として提供する。提供期間中は

、地位協定の関連ある条項が適用される。
。

◎新規提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

四一七七 千僧駐屯地 伊丹市 国有 建物…約九四〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として新規提供する。

使用期間…

一 令和七年八月四日から同年九月七日

までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

四一七七 千僧駐屯地

伊丹市

国有

陸上自衛隊千僧駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

建物…約九〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として新規提供する。

使用期間…

一 令和七年九月六日から同月三十日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

四一七八 川西駐屯地

川西市

国有

陸上自衛隊千僧駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

建物…約八四〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として新規提供する。

使用期間…

一 令和七年八月四日から同年九月七日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

陸上自衛隊川西駐屯地の施設の一部を、
地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設
及び区域として提供する。提供期間中は
、地位協定の関連ある条項が適用される
。